第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第２４９号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地３棟302号
債務者　江口　義次
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目東入小松町564番地43　第７パールハイツ安井301号室
債務者　隠岐　嘉信
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番53号
債務者　南　米輝子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目12番19号アーバンアメニティー205号
債務者　田中　資康
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４８号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目２番20号
債務者　長谷　政昭
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目16番11―303号
債務者　福井　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目12番18号　エクセルコート501号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通２丁目６番56号　池田方
債務者　佐藤　　零（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1020番地
債務者　櫻本　**隆**司
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１４号
奈良県五條市田園２丁目36番地の７
債務者　北谷えりか
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４２号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町78番地
債務者　西村　一昭
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町78番地
債務者　西村　千明
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
山口県下関市安岡町１丁目６番26―306号、前住所山口県下関市綾羅木新町２丁目19番18号
債務者　色葉　裕史
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
山口県下関市長府松小田本町12番６号
債務者　吉冨　珪子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
熊本県上益城郡山都町御所2920番地
債務者　飯星　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１１号
熊本市神水１丁目14番１号
債務者　村上貴美子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３０号
大分市大字下宗方952番地の１
債務者　坂元　美香
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
宮崎県小林市大字北西方2409番地２
債務者　今別府ちよ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町3321番地５
債務者　木元　晴記
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係